「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権及び使用に係る権利は、鹿児島県に属する。

(使用の届出)

- 第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、和牛日本一鹿児島応援店が県産和牛の認知度 向上・消費拡大目的に使用する場合、新聞、テレビ雑誌等報道機関が報道目的に使用する 場合、その他知事が求める場合を除き、事前に知事に届出を行わなければならない。
- 2 届出を行う者は、使用届出書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の制限)

- 第4条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は届出書を受理しないものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合

(10) その他知事が別に定める要件を満たさない場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 第3条に定める届出を行った者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵 守しなければならない。
- (1) 使用に当たっては、原則、別添「『和牛日本一鹿児島』ロゴマーク使用ガイドライン」に 定められた使用方法を遵守すること。なお、やむを得ずガイドラインによらない使用を行 う場合については、県と個別に協議すること。
- (2) 届出を行った使用目的のみに使用すること。
- (3) 知事から求められた場合、ロゴマークを使用した資料や物品等を提出すること。

(届出内容の変更等)

- 第7条 使用者が使用届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変 更届出書(別記様式2号)を知事に提出しなければばらない。
- 2 知事は、前項に規定する変更届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の差止め)

- 第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し、ロゴマークの使用 を差し止めることができる。
- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴマークの使用継続が不適当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 知事は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による使用届出の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は 役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 10 条 県は、ロゴマークを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を 負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 11 条 知事は、ロゴマークの使用状況等について広く利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 12 条 この規程に関する事務は、鹿児島県農政部畜産振興課が行う。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、令和6年11月20日から適用する

「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク使用届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿 (畜産振興課扱い)

> 郵便番号 住所 団体等名 代表者職氏名

「和牛日本一鹿児島」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用目的			
使用区分(該当する番号に○をつけてください。)	1 印刷物(チラシ·新聞広告・パンフレット・名刺等) 2 看板・店舗壁面・商品POP等 3 WEB上の使用		
	3 WEB工の使用 4 販促用の景品 5 販売用商品		
	6 ふるさと納税サイト等での使用 7 その他()		
具体的な内容			
(配布数量・サイズ・配布場			
所・価格等を詳しく記載して			
ください。)			
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
担当者名及び連絡先	担当者名:		
	電話番号: FAX:		
	E-mail:		

※デザイン案等、使用状況が分かるものがあれば提出してください。

【問合せ先・届出書提出先】

鹿児島県農政部畜産振興課畜産流通対策係 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL:099-286-3219 FAX:099-286-5599

E-mail: tiryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp

「和牛日本一鹿児島」ロゴマーク使用内容変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿 (畜産振興課扱い)

> 郵便番号 住所 団体等名 代表者職氏名

年 月 日付けで届け出た内容について、下記のとおり内容を変更したいので届け出ます。

記

項目	前回の届出内容	変更をする内容
	(すべて記載してください)	(変更がある部分のみ詳しく記載)

【問合せ先・届出書提出先】

鹿児島県農政部畜産振興課畜産流通対策係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL:099-286-3219 FAX:099-286-5599

E-mail: tiryuutuu@pref.kagoshima.lg.jp